

令和元年度 第5回八戸市復興計画推進市民委員会 議事録

日 時 令和元年9月13日（金）午後3時00分～午後4時10分
場 所 八戸市庁別館8階 研修室
出席委員 6名 類家委員長、関副委員長、柏崎委員、鈴木委員、藤村委員、村岡委員
事務局 中村総合政策部長、小笠原総合政策部次長兼政策推進課長、
森林震災復興推進室長、尾崎主幹、中居主事

1. 開 会

司会

本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第5回八戸市復興計画推進市民委員会を開催いたします。本日の会議でございますが、委員9名中6名にご出席いただいておりますので、八戸市復興計画推進市民委員会規則第5条第2項により、会議が成立することを報告いたします。

また、本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料の確認をしていただき会議に入りたいと存じます。本日は、次第、席図、委員名簿のほか、4つの資料をお配りしております。まず始めに、資料1から資料3につきましては、9月2日に委員の皆様へ事前送付した資料と同じものでございます。資料1の令和元年度八戸市復興計画推進市民委員会意見書案は、前回委員会でお示しした意見書案を修正したもので、修正箇所を朱書きで表示しております。資料2の平成30年度八戸市復興計画推進市民委員会意見への対応状況は、前年度、平成30年度の意見につきまして、今年度の意見書案への反映状況を個別に記載したものでございます。資料3の個別の施策・事業に対する意見、平成30年度からの継続意見は、今年度の意見書案に前年度からの継続意見として反映させた意見を一覧にまとめたものでございます。資料4は意見書案に関する事前内容確認結果一覧表でございます。こちらの資料は、事前送付いたしました意見書案につきまして、あらかじめ委員の皆様から頂戴したお気づきの点をまとめたものでございます。本日の資料は以上となります。よろしいでしょうか。

2. 委員長挨拶

司会

それでは、まず始めに、開会にあたりまして委員長からご挨拶をお願いいたします。

《委員長挨拶》

司会

ありがとうございました。それでは、議事に入りますので、委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。早速、本日の案件であります意見書のとりまとめに入りたいと思います。審議の進め方についてですが、4つの基本方向ごとに意見書案の4ページ目からのⅢ 個別の施策・事業に対する意見を見ていきながら、2～3ページ目の復興計画に掲げた4つの基本方向ごとの意見について確認し、最後に1ページ目の復興計画全体に関する総括意見について確認していきたいと思います。なお、本日いただいた意見については、意見書に反映させるかどうかや、反映させる場合どのように修正するかをできるだけこの場で協議して決めていきたいと思いますので、意見等がある場合は具体的にご提案いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、意見書案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局

意見書案の説明をさせていただきます。

まず始めに第4回委員会の意見書案からの修正にあたっての考え方を改めまして説明させていただきます。1点目として、第4回委員会でご指摘いただいた内容を反映させております。2点目として、第2回・第3回委員会の議事録を再確認し、ご質問に含まれたご意見など、意見として取り扱うべきと考える項目を追加して反映させております。3点目として、前年度、平成30年度の意見への対応状況の検証を行い、今年度の委員会において関連質疑があった項目を意見として反映させるとともに、関連質疑がなかった項目については、継続して意見として取り扱うべきと考えられる項目を継続意見として反映させております。以上の考え方にに基づき、内容を見直し意見書案を修正いたしましたので、改めてご審議をお願いしたいと存じます。

それでは、資料1の意見書案と資料4の事前内容確認結果一覧表をお手元にご用意をお願いいたします。4つの基本方向ごとに前回からの修正箇所を中心に説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

資料1、意見書案の4ページをご覧ください。朱書きしている部分が前回第4回委員会から修正または追加したところとなります。1.被災者の生活再建では、修正前の意見書では意見数は5項目でしたが、5項目増えまして10項目となっております。こちらの被災者の生活再建には、委員の皆様から事前に意見を3点いただいておりますのでご説明いたします。資料4、意見書案に関する事前内容確認結果一覧表をご覧ください。資料を横に見ていただきまして、ページ欄は資料1の意見書案のページを、右隣の項目欄には事前送付した意見書案の項目を記載しております。さらに右隣には意見書案の内容を、次の右隣には委員の皆様からの意見を、一番右側には委員の皆様からいただいた意見を踏まえた修正案を記載しております。それでは、被災者の生活再建に対する委員の皆様からの意見

と意見を踏まえた修正案について、順次説明させていただきます。

資料4の1ページ1番の意見、資料1の意見書案では4ページの個別意見No1になります。意見書案の内容は、母子父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付制度を紹介している市のホームページについて、貸付金額や貸付までの日数等を詳細に掲載するなど分かりやすく改善する必要があるとの内容でございます。こちらでは、委員より掲載の改善を訴える内容は理解できますが簡潔にまとめたほうがよいとの意見をいただいております。こちらにつきましては、現在ホームページに掲載済みの内容について改善が必要な項目を具体的に示した意見でございますので、事前送付した意見書案のとおりとしたいと考えております。

次に資料4の1ページ2番の意見、資料1の意見書案では4ページの個別意見No5になります。「学生の地元就職を」というところでございますが、こちらでは、呼び方について、一般的に大学生には「学生」を、中・高校生には「生徒」を使うということから、「学生や生徒」に変更してはどうかとの意見をいただいております。こちらにつきましては、委員のご指摘を踏まえまして、また、基本方向の意見や総括意見にも同様の表現が出てまいりますので、前後のつながりを考慮いたしまして「学生・生徒」とさせていただきたいと考えております。資料4の1ページ4番の基本方向意見と、一枚めくっていただいて2ページ15番の総括意見についても、同様に「学生・生徒」と修正させていただきたいと考えております。

資料4の1ページ目にお戻りください。3番の意見、資料1の意見書案では4ページの個別意見No8になります。こちらでは、市の災害時要援護者の考え方が狭義である。日本語が不得意な外国人や病気で自宅療養の方が含まれていないことから、「災害時に自力で避難することが困難な人」を追加してはどうでしょうかとの意見をいただいております。こちらにつきましては、委員のご指摘を踏まえまして、資料4の3番の右端の修正案にありますとおり、「災害時要援護者や日本語が不得意な外国人など災害時に自力で避難することが困難な人が、安全に避難できるよう支援体制を強化する必要がある。」と修正したいと考えております。以上で被災者の生活再建に関する個別意見修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思えます。資料4のNo1についていかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

続いてNo2についていかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

次にNo3でございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

ありがとうございました。それでは、反映されており、よろしいということですので、次に、基本方向ごとの意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、意見書案の2ページをお開き願います。被災者の生活再建に関する意見でございます。こちらのほうでは下から6行目、「学生の地元就職を促進するための施策」のところの「学生」を「学生・生徒」と修正したいと考えております。

次に下から4行目のところでございますが、先ほど個別意見におきまして「日本語が不得意な外国人など災害時に自力で避難することが困難な人」が追加になりましたので、「災害時要援護者」の後に「等」を追加して「災害時要援護者等」に修正させていただきたいと考えております。以上で基本方向意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

それでは次に、2. 地域経済の再興の審議に入りたいと思います。意見書案の2ページ目と4～6ページ目のところになります。個別の施策・事業に対する意見の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、意見書案の4ページをご覧ください。2. 地域経済の再興では、修正前の意見書では意見数は6項目でございましたが、継続意見3項目を含む10増の16項目となっております。こちらの地域経済の再興には、委員の皆様から事前に意見を1点いただいておりますのでご説明いたします。

資料4の1ページをご覧ください。5番の意見、資料1の意見書案では5ページの個別意見No21でございます。こちらでは、「中心市街地の集客力向上のため」以降の部分の記載について、「自家用車による来街者へのサービス向上につながる施策に取り組む必要がある」を「マイカー利用者が利用しやすい駐車場の整備に取り組む必要がある」に変更したらどうかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、前回の委員会において「駐車料金無料化」の文言を意見に入れておりましたが、無料化には様々な課題があるということから、無料化という文言は使用せずに車での利用者へのサービス向上を図るようなニュアンスで記載したほうがよいとのご指摘を受けまして、駐車場無料化と駐車場整備の両方

を含む文言として「サービス向上につながる施策」という形で修正させていただいたものでございます。修正案としましては、委員からわかりやすい表現にとのご指摘でございましたので、「自家用車による来街者への」というところを「マイカー利用者への」に修正し、他の部分は修正なしにしたいと考えております。以上で個別意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

それでは資料4のNo5についてはいかがでしょうか。修正案のとおりということによりやすいですね。

《「はい」の声》

ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。基本方向ごとの意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4では1ページ6番の意見、資料1の意見書案では2ページになります。意見書案の2ページをご覧ください。こちらでは、2. 地域経済の再興の上から3～4行目、「水産業の再興については、人手不足などにも対応できる強靱な水産業を構築するため、新たな技術導入を進めていく必要がある。」のうち、「強靱な水産業を構築するため」のところの水産業の「水」を削除し、「産業」のみと修正したほうがよろしいのではないかとのご指摘をいただいております。これにつきましては、委員ご指摘のとおり「水産業を」を「産業として」に修正させていただきたいと考えております。

また、下から9行目、先ほど個別意見のところでご説明いたしました「自家用車による来街者への」の部分は「マイカー利用者への」に修正したいと考えております。以上で基本方向意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。

A 委員

最初の水産業の再興についての「水産」は残るのですよね。（事務局「はい」）分かりました。

委員長

他にいかがですか。

《「なし」の声》

はい、よろしいようですので、次に 3. 都市基盤の再建の審議に入りたいと思います。意見書案の 3 ページ目と 6 ページ目のところになります。それでは、個別の施策・事業に対する意見の内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1、意見書案の 6 ページをお開き願います。3. 都市基盤の再建では、修正前の意見書では意見数は 6 項目でございましたが、継続意見 1 項目を含む 3 増の 9 項目となっております。こちらの都市基盤の再建には、委員の皆様から事前に意見を 2 点いただいておりますのでご説明いたします。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。7 番の意見、資料 1 の意見書案では 6 ページの個別意見 No28 になります。こちらでは、意見書案についてわかりやすい表現にしたらどうでしょうかとの意見をいただいております。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、「市街地の歩道に、段差やブロック舗装の剥がれなどが散見されることから、避難時の安全を確保できるよう適切な維持管理に取り組む必要がある。」に修正させていただきたいと考えております。

次に資料 4 の 8 番、資料 1 の意見書案では 6 ページの個別意見 No35 になります。こちらでは、前年度からの継続意見である、はっち・マチニワの往来者の安全対策につきまして、通行量調査の折にカウントを実施し担当課として検討材料として取り上げておりますので、平成 30 年度からの継続意見とする必要がないのではないのでしょうかとの意見をいただいております。ここで恐れ入りますが、資料 2 をお手元にご用意ください。資料 2 の 5 ページの下段、No18 に担当課の対応状況等が記載されております。こちらにつきましては、平成 30 年度意見への対応状況が△の検討段階であり、関連質疑がなかったことから今回の意見書修正の考え方に沿って継続意見としたところがございますので、事務局といたしましては継続意見と取り扱いたいと考えております。以上で個別意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

はい、ありがとうございます。それではご意見を伺いたいと思いますが、まず資料 4 の No. 7 はいかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

それではよろしいということで、No.8 についてはどうでしょうか。A委員、よろしいですか。

A委員

はい。言われればそのとおりですね。

委員長

分かりました。ありがとうございました。

それでは、次に、基本方向ごとの意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4の1ページ9番の意見、資料1の意見書案では3ページになります。意見書案の3ページをご覧ください。こちらでは、3.都市基盤の再建の上から4～5行目、「老朽化対策や歩道の」の部分について、「老朽化対策や歩道等の」ということで、「等」を追加したらどうかとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり「歩道」を「歩道等」に修正したいと考えております。以上で基本方向意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

ありがとうございます。それでは、次に4.防災力の強化の審議に入りたいと思います。意見書案の3ページ目と6～8ページ目のところになりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、意見書案の6ページをお開き願います。4.防災力の強化では、修正前の意見書では意見数は12項目でしたが、継続意見3項目含む6増の18項目となっております。こちらの防災力の強化には、委員の皆様から事前に意見を3点いただいておりますのでご説明いたします。

資料4の2ページをご覧ください。10番の意見、資料1の意見書案では7ページの個別意見No42、No43になります。個別意見No42は、子どもに対する火についての教育に関する意見でございます。個別意見No43は、児童・生徒への防災教育につきましてのご意見でございます。こちらの個別意見2項目につきまして、同じような意見ですのでまとめたらどうでしょうかとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、それぞれの委員

からいただいた意見であり、No42 は防災教育のうち、特に取り組むべき教育を具体的に示した意見であることから、事前送付した意見書案のとおり、まとめないで別々の意見としたいと考えております。

続きまして資料4の11番の意見、資料1の意見書案では7ページの個別意見No46になります。こちらでは、体験を話せる人が少なくなっており、風化防止の言葉とともに伝承という言葉を使ったほうがよいのではとの意見をいただいております。こちらにつきましては、委員のご意見を踏まえまして、震災の体験や記憶の「伝承・風化防止」という形で修正したいと考えております。同様の修正は資料4の2ページ14番の基本方向意見のところと、一枚めくっていただいて3ページの18番の総括意見にも出てまいりますので、同じく「伝承・風化防止」というふうに修正のほうをしていきたいと考えております。

資料4の2ページにお戻りください。12番の意見、資料1の意見書案では8ページの個別意見No53になります。こちらでは、長根公園駐車場の有料化に対する意見の「早急に駐車料金のあり方を検討し」の部分の「早急に」につきまして、「市民に理解をしてもらいながら」というニュアンスの表現にしたらどうかのご意見をいただいております。こちらにつきましては、「早急に」を削除しますと意見の意味合いが少し変わってくる面もございますので、「早急に」を活かしながら、「早急に駐車料金のあり方を検討し市民に周知する必要がある」という箇所を「市民の理解を得ながら、早急に駐車料金のあり方を検討し周知する必要がある」に修正したいと考えております。以上で個別意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。まず資料4のNo.10についてはいかがですか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

それではNo.11についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

最後、No.12についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

それでは、次に、基本方向ごとの意見について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料4の2ページ13番の意見、資料1の意見書案では3ページになります。意見書案の文章が少し長いのではないかとのご意見でございます。こちらにつきましては、委員のご指摘を踏まえまして、意見書案3ページの4.防災力の強化の5～6行目、「通学路における危険箇所の再点検」で一旦文章を切らせていただきまして、「通学路における危険箇所の再点検を進める必要がある」とし、次を「また」でつなぎまして、その後続く文言を少し短く簡潔にしたいと思っております。その内容は、「八戸市公開地理情報システムや防災タウンページの活用促進」を「八戸市公開地理情報システム等の活用促進」としたいと考えております。もう一つ、「賞味期限の近い防災備蓄食品を有効活用する方法」というところがございますが、「賞味期限の近い」を削除いたしまして「防災備蓄食品の有効活用」と字句を短く整理したいと考えております。資料4の2ページ13番、右端の修正案の欄をご覧ください。修正後の文章を読み上げさせていただきます。「防災体制の強化については、防災ノートの更なる活用や火についての教育を実施するなど、小・中学生への防災教育の充実を図るとともに、通学路における危険箇所の再点検を進める必要がある。また、フリーWi-Fi（公衆無線LAN）の全市的な整備や八戸市公開地理情報システム等の活用促進、防災備蓄食品の有効活用、事業所における事業継続計画（BCP）の策定や防災訓練の実施率向上、市民一人ひとりの自助・共助意識の醸成、震災記憶の伝承・風化防止に取り組む必要がある。」このように修正したいと考えております。以上で基本方向意見の修正案の説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、資料4のNo13につきまして、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

《「はい」の声》

よろしいということで、最後です。復興計画全体に関する総括意見の審議に入りたいと思います。意見書案の1ページ目のところになります。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1、意見書案の1ページをご覧ください。総括意見の部分でございますが、第4回委員会からの変更点につきまして朱書きしております。最初の4行では、当市の復旧・復興は復旧期、再生期、創造期の段階的な取組により着実に進捗が図られてきていること。そして現在は創造期4年目にあって、北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けて取り組んでいるところであるというふうに修正しております。また、5～6行目の市を取り巻く環境の変化では、委員の皆様の議論を踏まえまして、「情報化や国際化の進展」を新たに加えております。10行目以降の基本方向ごとの総括意見1から4の朱書きの部分は、前回委員会での指摘を反映した部分でございます。

こちらの総括意見に対しましても事前にご意見をいただいております。資料4の2ページをご覧ください。15番以降が総括意見へのご意見となります。15番でございますが、資料1の意見書案では1ページの総括意見の11行目となります。「学生の地元就職」の部分につきまして、先ほど説明したとおり「学生」を「学生・生徒」と修正したいと考えております。

16番につきましては後ほど説明いたしますので、次の17番に進ませていただきます。17番、資料1の意見書案では1ページの総括意見の下から12行目、3.都市基盤の再建の3行目でございます。「老朽化対策や歩道」の部分、「歩道」の後に「等」を追加したいと考えております。

資料4の3ページに参りまして18番でございます。資料1の意見書案では1ページの総括意見の下から7行目となります。こちら先ほど説明したとおり、「震災記憶の風化防止に」を「震災記憶の伝承・風化防止に」と修正したいと考えております。

次に、資料4の2ページに戻っていただきまして16番でございます。資料1の意見書案では1ページの総括意見の13～14行目、2.地域経済の再興の部分となります。こちらには、「人手不足などにも対応できる強靱な産業の構築に向けた」の部分に、水産業の再興に関連したコメントであれば水産業を主語として入れたほうがよいのではないかとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、第4回委員会におきまして、人手不足や新たな技術導入は水産業に限らない問題であるということから、「水産業」の「水」をとって「強靱な産業」へと修正した経緯がございますので、事務局といたしましては、事前送付した意見書案のとおり「強靱な産業」としたいと考えております。

次に資料4の3ページ、19番をご覧ください。こちらでは、1つの文章に同じ文言をなるべく使わない、分かりやすい表現とする、総括意見であるため詳細は個別意見に記載したらどうか、修飾語はなるべく省いたほうがよいという内容のご指摘をいただきまして、その考えのもとに詳細に修正意見をいただいております。ご指摘を踏まえまして修正案につきましては、右側のほうに記載をさせていただいておりますが、資料1の意見書案のほうでご説明をさせていただきますので、意見書案の1ページをご覧ください。

まず、総括意見の上から5行目、「現在の市民のみならず将来の市民のためという考えのもと」を削除したいと考えております。

次に9行目、「次の取組を確実に推進し、復興まちづくりを進めていただきたい」の部分の「、復興まちづくりを進め」を削除したいと考えております。

続きまして10行目以降の1.被災者の生活再建では、「職場環境の構築への取組や」の部分の「への取組」を削除し、「学生」の後に「・生徒」を追加するほか、「地元就職を促進する施策を強化するとともに」の部分について、「地元就職を促進する施策の強化」に修正したいと考えております。

続きまして19行目以降の3.都市基盤の再建では、「八戸港港湾計画改訂の働きかけ」の部分でございますが、「八戸港港湾計画改訂」の後に「へ」を追加して「八戸港港湾計画改訂への働きかけ」とし、続く「地域経済の活性化が期待できる」については削除したいと考えております。また、「インフラの老朽化対策や歩道の」の「歩道」の後に「等」を追加し

「歩道等」と修正したいと考えております。

続きまして、22行目以降の4.防災力の強化の修正につきましては、資料4のほうでご説明させていただきます。資料4の3ページ、19番の(5)の欄をご覧ください。委員より、総括意見では4つの基本方向ごとの意見の順番あるいは構成に沿って述べたほうがよいとのご指摘をいただいております、真ん中部分に記載のとおり修正案を頂戴しております。委員の修正案を踏まえまして、事務局としての修正案を19番の(5)の右側に記載のとおり作成いたしました。修正案を読み上げさせていただきます。「4.防災力の強化については、小・中学生への防災教育の充実や通学路の安全確保、事業所における事業継続計画（BCP）策定や防災訓練の実施率向上、市民一人ひとりの自助・共助意識の醸成、震災記憶の伝承・風化防止に取り組むとともに、防災備蓄食品の有効活用や八戸市公開地理情報システム等の活用促進を図るほか、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画に基づく事前防災対策を継続すること。」以上のとおり4.防災力の強化の部分を変更したいと考えております。

以上が修正点でございますが、総括意見の部分につきまして全文を読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

「東日本大震災からの復旧・復興については、これまでの復旧期、再生期、創造期における段階的な取組により着実に進捗が図られており、現在は、創造期4年目にあって、北東北における八戸市の拠点性の向上と災害に強いまちづくりの実現に向け、様々な施策に取り組んでいるところである。

当市が目指す創造的復興は、単なる原状復旧にとどまらず、情報化や国際化の進展といった市を取り巻く環境の変化や、出生数の減少や地域外への若者の流出等に起因する人口減少や高齢化、地域コミュニティの機能低下など、現在の地方が抱える諸課題にも対応した、新しい地域社会の構築を目指すものであることから、次の取組を確実に推進していただきたい。

1. 「被災者の生活再建」については、求職者の希望に沿った多様な働き方ができる職場環境の構築や学生・生徒の地元就職を促進する施策の強化、被災者の心身の健康支援に関する事業や医療体制の充実に継続して取り組むこと。

2. 「地域経済の再興」については、人手不足などにも対応できる強靱な産業の構築に向けた新たな技術導入を進めていくとともに、交通アクセスの利便性を活かした企業誘致や高校・大学との連携による人材発掘、八戸三社大祭の長期ビジョンの策定や山車製作・展示場の整備に取り組むほか、畜産業の環境アセスメントに係る要件緩和の要望や被災した事業者に対する支援、放射性物質監視体制の整備に継続して取り組むこと。

3. 「都市基盤の再建」については、八戸港港湾計画改訂への働きかけや広域的な道路ネットワークの早期整備を図るとともに、インフラの老朽化対策や歩道等の適切な維持管理、港湾・河川の継続的な整備に取り組むこと。

4. 「防災力の強化」については、小・中学生への防災教育の充実や通学路の安全確保、事業所における事業継続計画（BCP）策定や防災訓練の実施率向上、市民一人ひとりの自助・共助意識の醸成、震災記憶の伝承・風化防止に取り組むとともに、防災備蓄食品の有効活用や八戸市公開地理情報システム等の活用促進を図るほか、八戸圏域8市町村国土強靱化

地域計画に基づく事前防災対策を継続すること。

また、来年度は、10ヶ年にわたる復興計画の最終年度となることから、これまでの復旧・復興事業の成果を検証するとともに、復旧期・再生期・創造期と段階的に取り組んできた復興状況を広く市民と共有することが必要である。

このことにより、復興計画に掲げる「より強い、より元気な、より美しい八戸」を目指した、市民と行政・企業等が一体となった取組が一層進展するよう期待する。

以上、修正点が多かったものですから、通して読み上げさせていただきました。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、意見のほうを伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声》

ありがとうございました。それでは、以上で、一通り意見書案の確認が終わりましたが、これ以外に、追加・修正等が必要だというご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。

《「はい」の声》

それでは以上を持ちまして、本日の審議案件は終了とさせていただきます。

次に、その他として、意見書の提出や提出後の事務的な流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

今後の流れについてご説明いたします。本日ご審議いただきました意見書につきましては、皆様の意見等を踏まえ修正したものを市長に提出いただくこととなります。提出日は9月24日火曜日の午後2時15分からでございます。出欠につきましては、本日の会議終了後に確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、意見書を提出していただいた後の流れでございますが、意見書の内容を事業に反映するため庁内で情報を共有するとともに、各担当課において事業化や事業の見直しについての検討を行います。次に、各担当課による検討結果について政策推進課で審査を行い、審査結果を各担当課及び財政課に通知いたします。その後、政策推進課の審査結果を踏まえ来年度の当初予算編成作業が行われます。なお、今年度の会議は本日をもって終了ということになりますが、今回の意見に対する市の対応状況につきましては後日ご報告させていただきたいと考えております。以上が意見書提出後の流れとなります。

委員長

それでは、ただいまの説明のとおり、本日の意見書につきましては9月24日に小林市長へ提出することといたしますので、皆様の参加をお願いしたいと思います。

本日の会議はこれで終了となりますが、今年度最後の委員会でもあり、任期最後の委員会ということで、委員の皆様から一言ずつコメントを頂戴したいと思います。

《委員コメント》

委員長

ありがとうございました。最後に私からも一言申し上げます。

《委員長コメント》

委員長

他に何もなければ司会の方へお返ししたいと思います。

司会

ありがとうございました。それでは、終了にあたり、事務局を代表して中村総合政策部長より挨拶を申し上げます。

《中村部長挨拶》

司会

これもちまして、第5回八戸市復興計画推進市民委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。